8　内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により仮想通貨信用取引に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

9　内国法人が仮想通貨信用取引に係る契約に基づき仮想通貨を取得した場合（第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨を取得した場合を除く。）には、その取得の時における当該仮想通貨の価額とその取得の基因となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨の取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第二項及び第四項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改め、同条第五項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に改め、「いう。）」の下に「の株式」を加え、同条第六項中「合併親法人株式」を「合併親法人の株式」に改め、同条第七項中「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第九項中「の株式又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改め、同条第十項中「株式交換完全支配親法人株式」を「株式交換完全支配親法人の株式」に改め、同条第二十三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を加える。

第六十一条の六第一項中「「決済損益額」という。）」の下に「、第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定するみなし決済損益額を、」は」の下に「、第六十一条第七項」を加え、同項第一号中「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品」を「第六十一条第二項に規定する短期売買商品等」に改め、同条第二項中「金額は」の下に「、第六十一条第八項」を加え、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引

第六十一条の八第二項中「第六十一条第一項」を「第六十一条第二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「の益金又は損金算入）に」を「）に」に改める。

第六十二条の二第三項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改める。

第六十二条の五第五項中「事業税の額」の下に「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定による特別法人事業税の額」を加える。

第二編第一章第一節第十款の款名中「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第六十四条の四第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（」及び「に限る。次項において「特定公益法人等」という。）」を削り、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加え、同条第二項中「特定公益法人等」を「公益法人等」に改め、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加える。

第百四十八条第一項中「その設立の時における貸借対照表」を「定款の写し」に改める。

第百四十九条第一項中「その恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改め、同条第二項中「これらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改める。

附則第十九条の二を附則第十九条の三とし、附則第十九条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第十九条の二　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特例農業協同組合中央会」という。）は、別表第二に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

2　特例農業協同組合中央会は、別表第三に掲げる法人に該当しないものとみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第二中「第六十六条」の下に「、附則第十九条の二」を加える。

別表第三中「第二条」の下に「、附則第十九条の二」を加える。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合においては、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

第十三条に次の一項を加える。

4　特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産については、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第二十一条の十五第二項中「第十八条第一項」を「同条第四項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十八条第一項」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（配偶者居住権等の評価）

第二十三条の二　配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一　当該配偶者居住権の目的となつている建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二　当該配偶者居住権が設定された時におけるイに掲げる年数をロに掲げる年数で除して得た数（イ又はロに掲げる年数が零以下である場合には、零）

イ　当該配偶者居住権の目的となつている建物の耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数をいう。ロにおいて同じ。）から建築後の経過年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。ロにおいて同じ。）及び当該配偶者居住権の存続年数（当該配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数をいう。次号において同じ。）を控除した年数

ロ　イの建物の耐用年数から建築後の経過年数を控除した年数

三　当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者居住権の存続年数に応じ、法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの